

騒音規制法の特定施設

(法第2条、施行令第1条、別表第1)

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト（タンブラスト以外ののものであって、密閉式のを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（と石を用いるものに限る。）
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。） ※冷凍機の圧縮機を除く。エアコン室外機の圧縮機は冷凍機に分類されるため届出対象外。 ※冷凍機およびエアコン室外機の送風機は届出対象。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ ドラムバッカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。） ヘ かなな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳造造型機（ジョルト式のものに限る。）